



鳥取県公報

平成 21 年 8 月 11 日 (火)
第 8 1 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県青少年健全育成条例に基づく図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体の指定の一部改正 (510) (青少年・文教課) 2
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (511) (くらしの安心推進課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (512) (住宅政策課) 3
	水防法による浸水想定区域の指定等 (513) (河川課) 3
	土地改良区の役員の退任 (514) (西部総合事務所農林局) 4
	森林病虫害の駆除命令 (515) (〃) 4
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (516) (〃) 5
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 6

告 示

鳥取県告示第510号

平成21年鳥取県告示第173号（鳥取県青少年健全育成条例に基づく図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
団体の名称	当該団体が定める方法	団体の名称	当該団体が定める方法
一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構	略	コンピュータソフトウェア倫理機構	略
略		略	
一般社団法人日本映像倫理審査機構	略	日本映像倫理審査機構	略
略		略	

鳥取県告示第511号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
 - (1) 第1型研修
日時 平成21年10月4日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

(2) 第1型講習

日時 平成21年10月18日(日)午後1時から午後5時まで

場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

- (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。

4 第2型講習(通信制で行う講習をいう。以下同じ。)のレポートの提出締切日及び受講対象者

(1) レポートの提出締切日 平成21年11月30日(月)

(2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

5 受講申込み期間

(1) 第1型研修 平成21年9月14日(月)から同月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 第1型講習 平成21年9月28日(月)から同年10月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 第2型講習 平成21年10月19日(月)から同月30日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

6 受講料

研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

7 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第512号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関からその住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更した事項

指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都新宿区新宿五丁目11-4

変更後 東京都新宿区新宿二丁目1-2

3 変更年月日

平成21年8月1日

鳥取県告示第513号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定に基づく浸水想定区域の指定をしたので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称
一級河川千代川水系野坂川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表記した図面を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局

鳥取県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所
理 事 山 口 隆 之 西伯郡大山町豊成520-1
平成21年7月2日退任

鳥取県告示第515号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
米子市並びに西伯郡大山町、南部町及び伯耆町の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成21年9月1日から平成22年3月15日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第516号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 区域及び期間**(1) 区域**

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村、大山町及び伯耆町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成21年9月1日から平成22年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第38回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成21年10月9日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階第1会議室及び同第2会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真をはり付けること。）を、平成21年8月14日（金）から同年9月11日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成21年9月11日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。
- (2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局又は県土整備部治山砂防課に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年8月11日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者

初心者講習	平成21年9月8日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成21年9月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑